

【1982年1月14日】新しい産業別最低賃金の運用方針について
中央最低賃金審議会

新しい産業別最低賃金の運用方針について

(昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申)

本審議会は、昭和56年7月29日「最低賃金額の決定の前提となる基本的事項に関する考え方について」の答申を提出したが、その後引き続いて、新しい産業別最低賃金の運用方針について鋭意審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

(別紙) 新しい産業別最低賃金の運用方針について

1 新しい産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について

(1) 新しい産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件

イ 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定を含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定を含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

ロ 事業の公正競争を確保する観点から設定される産業別最低賃金の場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、最低賃金の決定の申出の場合にあっては当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者、最低賃金の改正又は廃止の決定の申出の場合にあっては当該最低賃金の適用を受けている労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

(2) 申出書の記載事項

申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによって行うものとする。

申出をする者が代表する基幹的労働者又は使用者の範囲

最低賃金の決定に関する申出にあっては、当該最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲

最低賃金の改正又は廃止の決定に関する申出にあっては、当該最低賃金の件名

上記 及び のほか、申出の内容

申出の理由（事業の公正競争を確保する観点から設定される産業別最低賃金に係る申出の場合にあっては、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要である理由）

（3）申出に係る産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

イ 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金の決定等に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

ただし、最低賃金の決定等のために必要な要件（最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者又は使用者の範囲が明確なこと、労働協約に基づく産業別最低賃金に係る申出については当該労働協約が同種の基幹的労働者の2分の1以上のものに適用されていること及び当該申出が当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者の全部の合意によるものであること等の形式的要件）に該当していないものはこの限りでない。

ロ なお、事業の公正競争を確保する観点からの産業別最低賃金は、同種の基幹的労働者について、関連する諸条件の勘案の上、企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする。

（4）最低賃金の決定等

イ 最低賃金審議会が当該最低賃金の決定等が必要である旨の意見を提出した場合には、労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金法第16条第1項の規定に基づき最低賃金審議会の調査審議を求めるものとする。

ロ 新しい産業別最低賃金の決定等について調査審議を行う専門部会は、労働者を代表する委員及び、使用者を代表する委員の各3名のうち原則として少なくとも各2名は当該最低賃金を決定しようとする産業に直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表するものをもって充てなければならない。

2 「小くくりの産業」の範囲について

原則として日本標準産業分類の小分類、又は必要に応じ細分類によるものとする。

ただし、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む二以上の産業を併せて一の産業別最低賃金を設定することができるものとする。

3 「基幹的労働者」の意義について

（1）基幹的労働者は、一般的には当該産業に特有の又は主要な業務に従事する労働者であるが、具体的には当該産業の生産工程、労働態様などに即して個別に考えられるものである。

また、最低賃金設定の目的にかんがみ、相当数の労働者に当該最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない。

(2) 基幹的労働者の規定の仕方としては、次の方法がある。

基幹的労働者の職種、業務を規定する方法

基幹的労働者とみなされない労働者の職種、業務を規定する方法

了 解 事 項

前述の答申をとりまとめるに当たり、次の事項を了解した。

- 1 最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。
- 2 この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況等をみて昭和 60 年度に再検討を行うものとする。